

本庄市環境保全条例第 15 条第 2 項に基づく意見（案）について

○概要

(有)小暮園芸用土

令和 7 年 7 月 18 日	廃棄物等処理事業地域説明会開催報告書の提出（業者⇒市）
令和 7 年 7 月 22 日 ～8 月 8 日	廃棄物等処理事業地域説明会開催報告書の縦覧（市）
令和 7 年 8 月 9 日 ～8 月 15 日	意見書の提出（関係住民（※1）⇒市）

(株)ニトリファシリティ

令和 7 年 9 月 2 日	廃棄物等処理事業地域説明会開催報告書の提出（業者⇒市）
令和 7 年 9 月 3 日 ～9 月 24 日	廃棄物等処理事業地域説明会開催報告書の縦覧（市）
令和 7 年 9 月 25 日 ～10 月 1 日	意見書の提出（関係住民（※1）⇒市）

今後の手続き

令和 7 年 10 月 15 日	本庄市環境審議会での意見聴取（本庄市環境保全条例第 15 条第 3 項による）※本審議会
本審議会終了後	周辺環境のために必要な事項を記載した意見書の送付（本庄市環境保全条例第 15 条第 2 項による）市⇒業者

※1 関係住民とは・・・

- ・ 関係地域に住所を有する者
- ・ 関係地域に事務所又は事業所を有する個人及び法人
- ・ 廃棄物処理事業を実施しようとする場所に隣接する土地及び建物の所有者
- ・ 関係地域にその区域の一部又は全部がある自治会を代表する者

以下、(有)小暮園芸用土の施設の設置における関係地域

（都島、山王堂、沼和田、小島、万年寺、杉山、新井、三友及び上里町の一部）

以下は、(株)ニトリファシリティの施設の設置における関係地域

（本町、下町、第一金屋、秋山、風洞）

〇市の意見書（案）の具体的な内容

- （１）当該施設の地域は騒音規制法及び振動規制法により、騒音については５５ｄＢ、振動については６０ｄＢの規制基準が定められています。今回の審議会の資料でも確認できますが、騒音及び振動の予測値につきましては規制基準内となっております。

しかし、あくまでも予測値であることから、関係法令の遵守について下記のとおり市の意見書に記載するものです。

【意見書に記載する内容】

「騒音及び振動については騒音規制法及び振動規制法をはじめとする関係法令の基準を順守するほか、周辺環境に十分に配慮すること」

- （２）上述の騒音や振動の他にも地域の生活環境の保全を図ることを目的として、（有）小暮園芸用土及び（株）ニトリファシリティは本庄市と廃棄物等処理事業協定（以下「協定」）を締結するよう意見するものです。
- この協定を締結することにより、万が一協定内容に抵触する事案が発生した場合、本庄市は相手方に対して協定に基づき改善するよう求めることができます。協定については、本庄市環境保全条例第１８条で締結することが定められていますが、市の意見として協定を締結するよう下記のとおり市の意見書に記載するものです。

なお、具体的な協定の内容等については、次回開催される環境審議会の審議事項となります。

【意見書に記載する内容】

「有限会社小暮園芸用土は本庄市と廃棄物等処理事業協定を締結すること」

「株式会社ニトリファシリティは本庄市と廃棄物等処理事業協定を締結すること」